

## 「小規模有床診療所等における火災時の対応指針（案）」について

### 1 福岡市有床診療所火災において推測される被害拡大の要因

- (1) 火災による死者はいずれも高齢者で、その大半は自力歩行困難者であったこと
- (2) 診療所が消防署に届け出た消防計画上行ふこととされていた初期消火や患者の避難誘導がなされなかったこと
- (3) 診療所から消防機関への通報が、火災発生直後になされなかったこと 等

### 2 指針のポイント

- (1) 従来のマニュアルの対象外であった小規模な有床診療所等向けの指針であること
- (2) 職員が1名の場合であっても、躊躇することなく対応できるよう、最低限の行動パターンを提示
- (3) 消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）等を用いた消防機関への通報に係る対応の簡略化

・従来のマニュアルは3,000㎡以上の大規模な病院を対象。  
 ・自動火災報知設備は、延べ面積にかかわらず全ての病院・診療所等への設置が義務付けとなる（平成27年4月施行、既存施設は平成30年まで3月までに設置）。  
 ・火災通報装置は、延べ面積500㎡未満の施設における連動義務化について検討中であり、今後、全ての病院・診療所等において連動となることを想定

### 3 対象

病院及び診療所（(6)項イ）（診療所にあつては有床診療所に限る。）の用途に供するもののうち、以下に該当するもの（複合用途対象物を含む。）

- (1) 延べ面積が500㎡未満のもの
- (2) 夜間等において勤務する職員が1名になる可能性のあるもの

### 4 火災発生時の対応（別添）

- (1) 出火場所の確認（自動火災報知設備又は連動型住宅用火災警報器による）
- (2) 現場の確認（消火器を携行）
- (3) 火災室の自力避難困難者の一時退避（複数の要避難者の場合は初期消火優先）
- (4) 初期消火及び出入口の閉鎖
- (5) 火災室の自力避難困難者の避難介助（地上又は一時的な避難場所（屋外階段、バルコニー等））
- (6) 消防機関への通報（対応職員が1名の場合）

#### ア 火災通報装置が自動火災報知設備と連動している場合

自動通報のため対応はなし。消防機関からの呼び返しについては、その対応よりも原則として避難誘導を優先

#### イ 火災通報装置が自動火災報知設備と連動していない場合

現場の確認の後に、火災通報装置を起動。消防機関からの呼び返しについては、その対応よりも原則として避難誘導を優先

#### ウ 火災通報装置が設置されていない場合

前イと同様の時点で電話により消防機関に通報。通報内容は、極力短縮する。

- (7) 火災室以外の入居者の避難誘導

地上又は一時的な避難場所（屋外階段、バルコニー等）に避難

<火災通報装置と自動火災報知設備が連動している場合>

<火災通報装置がない又は火災通報装置と自動火災報知設備が連動していない場合>

**出火・自動火災報知設備 鳴動**

消防機関への通報は、火災通報装置と自動火災報知器の連動により通報済み

移動①

**① 受信機にて出火場所の確認**

移動②

すぐに受信機で出火場所を確かめ、消火器を持って現場に行く。

**② 現場確認**

消火器で初期消火を行う。

**③ 初期消火・火災室からの避難誘導**

移動③

**④ 火災室以外の避難誘導**

移動③

**④ 消防機関への通報**

移動④

**⑤ 火災室以外の避難誘導**

消防隊への情報提供（出火場所、避難状況、危険物の有無など）